

新発田市小規模工事等契約希望者登録を申請される方へ

1 新発田市小規模工事等契約希望者登録制度とは

この制度は、市が発注する小規模な工事や修繕（２００万円以下のもの）の受注を希望する市内の業者の方に、希望する業種に登録してもらい、受注機会の拡大を図ろうとするものです。

2 登録できる方・できない方

（登録できる方）

新発田市内に主たる事業所又は住所を有する方（建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。）で、下記に該当しない方

（登録できない方）

- ① 新発田市建設工事等入札参加資格審査規定に基づく入札参加資格者名簿（２００万円超えの請負工事の入札参加）に登録されている方
- ② 希望する業種を履行するために必要な資格、免許を有していない方
- ③ 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方
- ④ 市税に滞納がある方
※ 4 登録の申請等 （２）申請方法 ④市税の納税証明書を参照願います。
- ⑤ 次のアからキまでのいずれかに該当する方
 - ア 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成 24 年新発田市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団。）又は暴力団員（新発田市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 対象となる工事・修繕

1 件の契約金額が２００万円以下の小規模な工事や修繕のうち、内容が軽易なもの

4 登録の申請等

（1）申請期間

令和 9 年 3 月 1 9 日（金）

（ただし、土・日・祝を除く 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分）

(2) 申請方法

次の書類を契約検査課へ郵送又は持参してください。 ※原則郵送としてください。

- ① 新発田市小規模工事等契約希望者登録申請書（別記第1号様式）
- ② 希望する業種を履行するために必要な個人の資格・免許等の写し
- ③ 施工経歴書（申請時前1年間の工事实績を記入したもの）
- ④ 市税の納税証明書（市税に未納がないことの証明書）

※市役所3階収納課で発行します。納税証明請求書及び免許証等（本人確認が必要
なため）を持参し、収納課へ請求してください（手数料1通300円）。

※証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもの（写しでも可）。

- ⑤ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書

(3) 登録できる業種

自ら履行可能な業種を3つまで登録できます。別紙「小規模工事等の種類及び具体例」
を参照し、申請書に記入してください。

(4) 登録の有効期間

名簿に登録された日から令和9年4月30日まで

※随時申請の有効期間は、名簿に登載された日から令和9年4月30日までの期間とな
ります。その後は2年ごとに申請により登録を受け付けます。

5 登録名簿の公開

登録名簿は庁内に公開するほか、閲覧等により一般にも公開しますので、あらかじめご
了承の上、申請してください。

6 登録事項の変更等

登録申請後に登録事項に変更が生じた場合は「変更届書（第2号様式）」を、事業を中止
又は廃止した場合は「中止・廃止届書（第3号様式）」を速やかに提出してください。

7 登録の取消し

登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されま
す。

- (1) 「2の登録できない方」に該当するようになった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合

8 契約の方法等

(1) 契約の方法

原則として複数の業者で見積り合わせにより、最低価格を提示した方と契約すること
になります。なお、見積り合わせに指名されても、都合により辞退することは自由です
が、辞退する場合は必ず発注担当課に連絡してください。ただし、契約後の辞退はでき
ません。契約を締結することとなった場合は、発注担当課の指示に従って書面（請書）
により契約します。この場合契約保証金は、原則として免除します。

(2) 契約の履行

契約の履行に当たっては、新発田市契約規則その他関係法令に基づき信義に従い誠実に行わなければなりません。また、受注した工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできません。

(3) 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、工事完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。なお、前金払、出来高による部分払はありません。

9 その他

「新発田市小規模工事等契約希望者登録名簿」に登録されると、市が小規模な工事等を発注する際の選定の対象となります。ただし、登録名簿に登録されても見積り参加や契約を約束するものではありません。

< 申請書の提出・問合せ先 >

〒957-8686

新発田市中心部3丁目3番3号（ヨリネスしばた6階）

新発田市 契約検査課 工事契約係

TEL 0254-28-9600（課直通）